

令和元年度 第2回 銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

- 1 日 時 令和2年2月13日(木) 午後1時30分～午後3時00分
- 2 場 所 銚子市役所3階 庁議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
山口 和恵委員、柏熊 聖子委員、熱田 衛政委員、飯田 和宏委員、
鷺山 隆志委員、長谷川 育子委員、柳堀 宏委員
(欠席委員) 加瀬 幸太郎委員、齊藤 博美委員、大野 慶周委員、
間山 春樹委員、野口 光男委員、松原 俊夫委員
 - (2) 事務局
越川市長、宮内市民課長、小原保険年金室長、岩船主査、渡邊主査、
佐藤副主査、山田主任保健師、小野主任保健師
- 4 傍聴者 あり 1名
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 議事
 - ア 令和2年度銚子市国民健康保険事業特別会計予算(案)について
 - イ その他
 - ・ 国民健康保険料賦課限度額引上げ及び軽減判定所得拡大について
 - (4) 閉会
- 6 会議概要

事務局 (渡邊主査)	<p>本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。</p> <p>私、本日、司会を務めさせていただき保険年金室の渡邊と申します。</p> <p>昨年10月1日付けで木内が異動となり、後任として保険年金室に配属となりました。</p> <p>開会前に、委員の皆様には携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。</p> <p>始めに2点ほど報告させていただきます。まず1点目ですが、委員の交代について報告いたします。昨年12月31日をもって退任されました大木啓嗣委員の後任として、新たに松原俊夫様を委員として委嘱いたしました。なお、松原委員の委嘱期間につきましては、前任者の残任期間である令和3年7月14日までとなります。</p> <p>続きまして、2点目ですが、昨年12月に長谷川会長、柳堀委員の長年の功勞に対し、千葉県国民健康保険団体連合会の理事長から感謝状が授与されました。報告は以上です。</p> <p>次に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしました資料として、会議次第、第2回銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会資料集の2点。あとは、申し訳ございませんが、資</p>
---------------	---

	<p>料集1ページに誤りがありましたので、差替用の資料が1部、その他に「追加資料」1部と委員名簿でございます。資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>それでは、ただいまから、令和元年度第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。</p> <p>なお、本日は、加瀬委員、齋藤委員、大野委員、間山委員、野口委員から、所用のため欠席とのご連絡をいただいております、まだ松原委員が到着されていませんが、現在の出席委員は7名になりますので、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条第1項の規定、過半数の出席により、本日の会議は成立しましたことをご報告いたします。</p> <p>また本日の会議はこれまでと同様に、会議録を作成し市のホームページで公表しますのでご了承願います。</p> <p>次に市長からご挨拶を申し上げます。</p>
越川市長	<p>皆さんこんにちは。本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。委員の皆様には、国保の運営のみならず市政の全般にわたりまして、様々なご協力をいただいております。あらためて感謝を申し上げます。</p> <p>さて、国保事業については、平成30年度から広域化、都道府県化に移行したところでございます。都道府県が運営の中心的な役割を担い、市町村は資格管理、保険給付、賦課・徴収などの事務を行うという形になりました。銚子市の国保運営は、被保険者数の減少、医療費の増加などによりまして厳しさを増し、平成29年度末におきましては2億6千7百万円の繰上充用、実質的な赤字が発生しているという状況にございました。これが平成30年度には1億3千6百万円に縮小をしました。さらに今年度の決算見込では、この額が約8千万円に縮小する見込みで、改善が図られてきている状況にあります。令和4年度までにこの繰上充用、赤字を5年計画の中で解消していくという計画で、引き続き確実な国保運営に努めていきたいと考えております。さらなる収納率の改善、健診率の向上、健康の増進、ジェネリック医薬品の普及促進、あるいは医療費の抑制などによりまして国保運営の改善を進めていきたいと考えております。</p> <p>本日は令和2年度予算案と国民健康保険料賦課限度額引上げ及び軽減判定所得拡大についてご意見をいただき、それぞれの立場から闊達なご意見をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (渡邊主査)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第3条第5項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、長谷川会長からご挨拶と開会宣言をお願いいたします。</p>
長谷川会長	<p>委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。今年度、第2回目の開催となりますが、前回の協議会では</p>

	<p>委員の皆さまの前向きで活発なご意見を伺ったところです。今回の本市の国民健康保険事業の運営に関しまして、また、国保制度改正に伴う事業運営につきまして、適正なご意見をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>本日、事務局からの議題は、「令和2年度銚子市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」などの議題2件と、報告事項2件です。</p> <p>それでは、ただいまから、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。</p> <p>議事に入る前に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、飯田委員と柳堀委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>また、当協議会の傍聴を希望する方がおりますので、他の協議会の例に倣いまして傍聴を許可してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
長谷川会長	<p>それでは傍聴人を入室させてください。</p> <p>(傍聴人入室、着席)</p> <p>それでは傍聴人に申し上げます。会議の妨害となるような発言を行った場合には退場を命ずることがありますのであらかじめ申し上げます。また、写真・録音についてはご遠慮願います。なお、携帯電話はあらかじめ電源を切るなどして会議の妨害とならないようお願いいたします。</p> <p>それではただいまから議事に入ります。議題1「令和2年度銚子市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」事務局の説明を求めます。</p>
宮内課長	<p>それでは、議題1「令和2年度銚子市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」説明します。お手元の資料集の1ページをご覧ください。始めに、令和2年度国民健康保険事業(案)の概要から説明します。</p> <p>1の被保険者数等は、令和2年度の世帯数は10,379世帯、被保険者数は総数で17,019人を見込みました。</p> <p>2の保険給付は、診察、治療など療養の給付に要する療養給付費が、44億1,159万円、柔道整復師による施術や補装具費などに要する療養費が5,543万5千円、被保険者の一部負担金が一定金額を超えた場合に支給される高額療養費が6億3,663万円、出産育児一時金は1,344万円、葬祭費は720万円を見込み、計上しました。</p> <p>3の保健事業は、特定健診の集団で1,388万7千円、個別で2,547万6千円、短期人間ドック等助成が1,320万円、はり・きゅう・マッサージ施術給付が65万7千円を見込み、計上しました。このうち、はり・きゅう・マッサージ施術給付については、昨年度開催した第2回の協議会において、「はり・きゅう・マッサージ施術助成の見直しについて」を議題に、平成31年度末をもって廃止する</p>

ことについて皆様にご協議いただき、廃止もやむを得ないだろうというご意見を頂いたところですが、市として再度協議した結果、次の保険料の値上げのタイミングでこれを廃止することとし、令和2年度は事業を継続することといたしました。

このほか、新規事業は2件で、1件目は、令和元年度は補正予算対応で一部着手しております「オンライン資格確認対応事業」で、国が令和3年3月から被保険者のマイナンバーカードや保険証を用いて、健康保険の加入先や負担割合などの資格情報を医療機関や薬局などにおいて、オンラインで確認できるシステムを本格的に運用する予定であり、市では、この国の動きに対応するため、現行の世帯単位となっている国保加入者の保険証の番号に枝番を追加し、個人単位化することなどを内容とした基幹システムの改修を行う予定です。この財源は、全額国からの補助金です。

2件目の「若い世代の健康診査事業」は、令和2年度に45歳に到達する国保加入者で特定健康診査を1度も受診していない方を対象として、特定健康診査に関するアンケートを実施し、このアンケートで得られた情報から、健康管理に関する状況を把握し、特定健診の受診促進や健康状態の確認などにより、病気の早期発見や早期治療につなげていこうとするものです。また、現在、健康づくり課において一般会計の事業として35歳から39歳までを対象に実施している若い世代の健康診査の国保被保険者分の費用を、国保の特別会計で負担することとしました。

次に、4の基金現在高見込表は、財政調整基金の現在高をあくまで予算ベースで示したもので、予算上は令和2年度末には、1,518万円6千円の残高を見込んでいます。

2ページをご覧ください。こちらの表は、令和2年度当初予算(案)と令和元年度当初予算額を示したものです。

それでは、歳入の主なものから説明します。

1款 国民健康保険料の予算額17億5,179万7千円は、現年分の収納率を90.72%、滞納分を21.92%、全体では80.16%を見込み、計上しました。

なお、令和2年度は、単年度での収支を黒字と見込んでいるため、保険料率の改定は行いませんが、資料の3ページの表のとおり、被保険者数が大きく減少しており、これによって保険料収入も減少し、国保財政計画の収支見通しでお示したとおり、令和3年度は料率改定を実施しなければ単年度の収支の均衡も保つことができない状況になるのではないかと考えております。

料率改定を実施するかどうかと改定する場合の率は、今年の11月頃に県から示される標準保険料率と、事業費納付金を含めて、再度、歳入歳出の見込みを試算し、検討することになると思います。料率の改定は本協議会の審議事項となっており、もし来年度改定についてご審議いただく場合は、年度の後半に市の改定案を協議会に諮

問し、審議を経たのち、答申をいただくといった流れになりますので、よろしくご承知おきくださるようお願いいたします。

2ページに戻りまして、歳入の6款県支出金52億3,095万5千円は、保険給付費などに対する普通交付金と特別交付金を見込み計上しました。1行飛ばして、8款繰入金6億1,082万6千円は、保険基盤安定化と国民健康保険事業の人件費等の事務費に対する一般会計からの繰入金を見込み計上しました。

以上、歳入総額は、歳入合計欄に記載の76億3,400万円となります。

次に、歳出について、主なものを説明します。

1款 総務費 1億4,658万1千円は、国民健康保険事業運営のための事務費等を見込み計上したもので、この中で前年度まで計上していた徴収嘱託員5名にかかる人件費に代えて、令和2年度は会計年度任用職員3名にかかる人件費を計上しています。

これは、徴収補助業務を見直し、徴収嘱託員制度を廃止するもので、廃止の理由としては、近年、口座振替やコンビニ納付などの納付機会が拡大し、自主納付している方と訪問徴収により納付している方との公平性の確保の観点から、県の保険指導課から訪問徴収を廃止するよう指導を受けたこと、そしてもう一つは、地方公務員法の改正により令和2年度から非常勤職員の勤務条件がより厳しくなります。この厳格化された会計年度任用職員制度が開始され、引き続き収納率の向上を図るためには、勤務形態・雇用形態と職務内容を見直し、会計年度任用職員として雇用する必要があった、こういった二つの理由であります。会計年度任用職員は、令和2年度は窓口での納付相談や電話催告など徴収補助業務を担当する予定です。

次に、2款保険給付費51億3,519万4千円は、先ほど事業概要で説明しました、診療給付、治療、高額療養費などを見込み計上しました。

3款国民健康保険事業費納付金22億2,430万3千円は、国保の広域化に伴い、千葉県が国保事業の運営に必要な額を市町村ごとに示し、それを市町村が千葉県に納付するもので、令和2年度分として示された額を計上したものです。

1行飛ばして、6款保健事業費9,491万7千円は、先ほど事業概要で説明しました、特定健診や短期人間ドック等助成金、医薬品重複・多剤適正化事業、健康づくりのための講演会などの費用を見込み計上しました。

7款基金積立金1,518万4千円は、令和2年度単年度収支の黒字見込み相当額を国民健康保険事業財政調整基金へ積立するため計上したものです。

以上、歳出総額は、歳入と同額の76億3,400万円です。

ただいま説明いたしました予算案は、今月25日開会の3月市議会定例会において、議案として提出する予定です。報道発表は、来週

	<p>19日を予定していますので、ご承知おきください。</p> <p>また、資料として、3ページに国保加入世帯・加入者数の推移を、4ページから5ページにわたり、過去5年間の1人当たり総医療費、1人当たりの保険料、一世帯当たりの保険料及び収納率の近隣との比較、また、6ページに、特定健康診査及び特定保健指導の基本的な考え方と受診率及び実施率の実績と見込みを、7ページには、特定健康診査の受診率向上のために取り組んだ事項と令和2年度の実施計画(案)を添付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。</p> <p>なお、6ページ下段の特定健診の令和元年度受診率が前年度の40.6%と比べて下がっておりますので、これについて若干補足しますと、令和元年度は表の欄外に記載のとおり1月21日時点の暫定値で、本年11月下旬頃に国保連合会から示される予定となっている確定値では、この数値よりも高くなるものと見込んでおります。また、昨年度も同様にこの暫定値よりも確定値の方が上がっておりますので、まだどのくらい上がるかは定かではありませんが上がるものと思います。</p> <p>また、7ページ下段の令和2年度の特定健康診査実施計画(案)の前年度との主な変更点は、健診期間を個別健診は1か月前倒しして開始することにより11月末までの全体で6か月から7か月に1か月拡大すること、また、周知方法では、対象者全員に受診票を送付する際、健診の必要性について意識啓発を図るチラシを同封することなどです。このほか、実施計画(案)には載せてありませんが、先ほど1ページの事業概要の中で説明した特定健診未受診者を対象にしたアンケート調査の実施とあわせまして、特定健診を受診しやすい環境の整備と周知啓発に更なる取組を進めていきます。</p> <p>以上で、議題1について、説明を終わります。</p>
長谷川会長	<p>ありがとうございました。前回話し合ったことについても来年度の計画の中に入れていただいた点もあります。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。どなたか質疑のある方は発言をお願いします。</p>
柏熊委員	<p>3の保健事業の人間ドックの助成について、人数で割ると大体、1件、3万円くらいいただけるということですが、特定健康診査と比べるとすごく高額のような気がするんです。400人くらいの人に3万円をあげるのにもかかわらず、何千人もいる方に8千円弱くらい健康診査の費用なんですね、割ってみると。なんで3万円という金額になったかがまず1点質問です。</p> <p>あともう1点質問をさせていただくと、オンライン資格確認対応事業っていうのは、オンライン化することによって例えば今後、訪問看護とか訪問医療とかが出てくると思うんですね。いろんな地域をオンラインで個人のカルテを共有するっていうようなのが繰り広げられていますが、そういうようなことのためにこの事業をす</p>

	るのか、その2点について。
長谷川会長	人間ドックの助成に対することと、これからの展望を含めたオンライン資格確認のことについて、2点お願いいたします。
小原室長	まず、助成額の違いですが、健診の内容が違うというところが大きいと思います。人間ドックはより詳しい検査内容をやりますので、そちらで単価、具体的にどの検査が違うかというのは私の方でわからないんですが。
柏熊委員	私が言いたいのは、そういうことではなくて、検査が確かにより具体的だというのが人間ドックだというのはわかっているんですけども、人間ドックに行かれる方っていうのは時間的、金銭的に余裕のある方だと思っているんです。そういう方に高額な補助を出して、比較的忙しくされている、ちょっとの時間を割いて健康診断される方にこの8千円弱で、私は不公平感をすごく感じるんです。だから、皆さんに手厚いんだったらいいんだけども、一部検査内容が詳しいから3万円あげるっていうのはちょっと違うんじゃないかなと思うんです。金額がどうしてそうなっているのか、例えばもう少し違う理由だったら納得できるんですけど、申し訳ないですけど人間ドックに行かれる方は、ほとんど自分でお支払いできるような方ですから、同じくらいの補助でもいいんじゃないかと、例えば、3万円じゃなくて1万円でもいいんじゃないかっていう意味で質問させていただいたんですけども。
長谷川会長	じゃあそれは質問ではなくて、ご意見ということですか。
柏熊委員	ご意見ということで。
宮内課長	人間ドックの助成金の上限額を決めるにあたりましては、県内の各市町村の状況、特に近隣の状況を参考にして、平成30年度に引下げをして、それまでは補助率6割で上限が4万円だったものを、補助率7割にして上限を3万円に下げたというような経緯があります。あと、特定健診と人間ドックのどちらでも特定健診を実施したという実績に、人間ドックを受けた場合でもカウントできるというようなこともありまして、人間ドックを助成するというようなことを始めたというような経緯も、以前の経緯ですけども、そういったこともあります。
熱田委員	柏熊委員のご意見も理解はできるんです。同じように国保料を払っているのに、最初から手上げ方式でワンクッションを置かないで、いきなり人間ドックを受診する人に補助を出すのは不公平ではないかと。例えば大腸検査はある意味検便をしているとスクリーニングができるわけです。ということはいわゆる特定健診の中においてスクリーニングでより重度にひっかかった人にさらに精密検査としての人間ドック受診を勧奨するといったほうがみなさんのご理解を得られるし、じゃあ一般健診を受けてみましようかというそういう方向にはなるんじゃないかと思ってるんです。で、受診率が40%台っていうのはたぶん全国的なレベルでみたら低い方じゃないかと思う

	<p>んですよ。山形や青森は、今、一所懸命努力して大腸検査率 60 とか 80% とかを達成しているところが出てきてるわけですね。県内の中でも平均余命がすごく短い、長くないので、そういうことを考えるとやっぱりスクリーニングに引っかかった中から受診勧奨をできるような制度として、人間ドックを残した方がいいんじゃないかと考えます。ただ便を取ったりおしっこを取ったり、血圧を測ったりするだけかと思われがちですけど、その中にたくさんの情報が入っているので、より多くの人を受けられるような工夫をしていただければいいかなと思います。</p> <p>1 2 月に銚子市と銚子市歯科医師会が主催して、千葉県のを会長を呼んで講演会をしたんですけど、ああいう風にたくさんの人に集ってもらって健康への関心をもってもらえるような機会をより増やして行って、もっともってみんなが健康で生きられるようにとか、いい生活ができるようになっていくための啓発事業をたくさん行うことによって受診率も上がるんじゃないかなと思うんですが、そのところをちょっと考えてほしいかなと思って。今、柏熊委員の意見を聴いていて思ったので付け加えさせていただきました。</p>
長谷川会長	<p>はい、じゃあ、そういう人間ドックの内容についてはここで話し合うにしても専門じゃないのでわかりませんので、専門の方と相談しながら内容について、今後改善されるかもしれないということでしょうか。</p> <p>あと、オンラインの方についてお願いします。</p>
小原室長	<p>オンライン資格確認ですが、さきほど柏熊委員がおっしゃったような訪問看護とかに対応は考えていません。あくまで資格情報の確認ですので、マイナンバーカードに今度、健康保険の情報も入れようというのが国の考え方ですので、保険証をマイナンバーカードと同様に個人化して枝番を付けて、それによってマイナンバーカードを保険証として医療機関に行った場合にその人が何割負担だとかそういう情報が情報連携できるというのが目的です。</p>
柏熊委員	<p>医療カルテがどうかじゃなくてマイナンバーの。</p>
小原室長	<p>そうです、マイナンバーと同様に保険証の番号を個人化して情報連携できるようにするというものです。</p>
長谷川会長	<p>はい、ではオンライン化につきましては説明していただきましたとおりです。それではその他、質問はありますか。</p>
熱田委員	<p>ちょっとお聞きしたいんですが、若い方の健康診断ですが、これって男性の受診率、女性の受診率っていうのはわかりますか。</p>
山田主任保健師	<p>健康づくり課で保健師をしております山田と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>今ご質問のありました若い世代の健康診査の男女別ですが、今年度受けた受診者数が 1 5 3 名おりまして、そのうちの男性が 3 8 名、女性の方が 1 1 5 名ということで、圧倒的に女性の方が多いような状況になっています。</p>

熱田委員	もうちょっと男性に受けていただきたいと思います。なぜこれだけの違いがあるっていうのは、検討した方がいいんじゃないかと思います。
山田主任保健師	今女性の方もお仕事をされている方が多いかと思うんですが、比較的男性の方が、例えば会社の健診をやるですとかそういった意味で男性が少ないっていうところと、集団検診は保健センターの方で実施しておりますので、なかなか保健センターまで来るのが大変っていう方も男性の方が多んじゃないかなと考えられます。
長谷川会長	今後事業をやっていく中で、男性に働きかけを行っていくようなことも考えていただきたい。
山田主任保健師	そうですね。実際、今年度、銚子市内の小規模事業所、人数が少なめな50名以下の事業所あたりに各地区担当の保健師が訪問して健診を受けてない方は受けてくださいというような受診勧奨を実施しております。
長谷川会長	そういう形で勧めるための事業をやっていくということです。じゃあ他のことについて質問ありますか。
柳堀委員	データヘルス計画という国の大きな動きがあって、第2期の折り返しですよね、今年度は。そういう中で、例年何をやってきたかという、例えばこの資料1-⑦の特定健康診査の受診率向上のために新たに取り組んだ事項というような中で平成30年度にAIを活用したやり方っていうのは国保の連絡協議会の千葉県でやったときも、これを導入したところはまだまだあまりなかったんですね。だから割と先進的なことをやられた割にはもう1年で終わりにしちゃうっていうのはもったいないし、新しいことをやってこういう結果が出たとかよその取組みでこういうことをやって、徐々に、我々健保の場合は、特定健康診査とか保険指導の受診者が少ないと納付金が増えるんですね。ペナルティがある。そういう中でいろいろなことをやっているんですけど、申し訳ないんですけどこの特定健康診査の伸び率と令和2年の数字くらいまでいけばいいと思うんですけど、あまり伸びが出てないというのが、逆に、平成30年から令和元年、まあこれは途中なのでもしかしたら上がるかもしれませんが、どういふことをやることによってどのくらいのアップを見込むという、そのどういふ施策をとることによってこういうことをするというのを、プログラムとお金というところからもっと明確な予算配分というか、何をしてどうしたいということをもっと見えるような説明をしていただきたいと思うんですけど、そのデータヘルス計画を達成するという自治体に求められていることからすると、何をどうしたいかというところを、もっと大きい話をしていただきたいということです。
長谷川会長	いかがでしょうか。
小原室長	そうですね、そこはデータヘルス計画を十分視野に入れ、考慮してなかったのが、今後そちらの方も考えながら計画を立てていきたい

	と思います。
柳堀委員	あと、A Iを使った先進的な取組みはどうなったかっていうのは。前回、私は聞いてないんですけども。
小原室長	A Iに関しては平成30年度から実施して、30年度はこちらの資料の6ページをご覧になっていただければと思いますが、受診率が4ポイント上がりました。それで一定の成果はあったと思いますが、残念ながら今年度はまだ途中の段階ですが、昨年ほどの効果は得られてないかなと思います。
柳堀委員	やめたわけじゃないんですね。継続しているんですか。
越川市長	継続しているんです。次年度も継続しているんですけど、逆に下がっているわけです。
柳堀委員	2年目ほどカンフル剤的なイメージはないということですか。
小原室長	元年度は頭打ちになってしまいましたので、来年度は受診勧奨の仕様や業者等ももう一度考え直して実施する予定です。
長谷川会長	じゃあ3年目の来年度はやり方をもう一度精査するということですね。
小原室長	そうですね、今考えているのは、過去の受診歴からその人の注意とか、この人はこういうことが考えられますけど、ここを注意してくださいというようなことを片面に勧奨しながら、こういうことを気をつけてくださいとか、そういうような内容を折り込んだ受診勧奨をしようかなと、まだ全体的な内容は詰め切れていないんですが、そういうことも考えております。
長谷川会長	個人個人に対応するということですか。
小原室長	そうです。個人のデータをもとに個人のリスクなどを反対の面に載せた形で受診勧奨をするというようなことを考えております。
越川市長	周知方法③の新たな工夫という、特性に合わせた通知・勧奨ということですね。
長谷川会長	そういう受診勧奨通知を送付してくれるということですかね。
宮内課長	今、話がA Iを活用した受診率向上策に特化されているようですが、この受診率向上のための取組みとしては、先ほど私が説明しましたとおり個別健診の受診期間トータルの期間を1か月前倒しして開始することによって拡大するというようなことも受診率向上のためのひとつの取組みということで予定しています。
長谷川会長	ひとつのやり方だけでなく複合的にやっていくということですよ。
越川市長	47%というのが目標ですので。
山田主任保健師	先ほどの受診率の方で平成30年度、資料6ページのところで40.6%ということで、前年度を見ると平成29年度は36.6%ということで約4ポイント上がっているんですね。で、A Iの方の人工知能を活用したってところが7ページの資料の真ん中あたりに書いてあるんですけども、30年度と令和元年度に実施をしていると

	<p>ころなんですけれども、一応、AIをやったことで約4ポイントアップしているってところは見てわかるかなと思うんですけども、他の市町村でも受診率が4ポイント上がったっていうのを結果の方から見て、うちの方に連絡が入っているんですけども、「これはなんで上がりましたか」っていうところで、「変えたのはAIの影響かな」っていうのを、はい。</p>
長谷川会長	<p>1年で4ポイント上がるっていうのは珍しいという？</p>
山田主任保健師	<p>珍しいです、はい。なので、いろいろな要素はあると思いますけど、まずAIをやったことで受診率が上がっているっていうところと、あと、今年度が36.2%というところなんですけど、先ほども課長の方から暫定値だということで、多分もっと上がると思うんですね。今年並みか、それ以上に上がる見込みです。</p>
越川市長	<p>40ぐらいはいく？</p>
山田主任保健師	<p>はい。それはどうしてかといいますと、個別健診の方が、昨年度は6月から10月までだったのが、今年度は11月まで、来年度は5月から11月なんですけれども、1か月間個別健診が今年度延びておりますので、結果の返送というのもちよっと遅れるんですね。なので出てみないとはっきりわからないんですけども、多分今年並みかそれ以上に上がるんじゃないかと思います。</p>
長谷川会長	<p>ありがとうございます。4ポイント上がったということはすばらしいということで、皆様のご努力だと思います。</p>
越川市長	<p>令和元年度ももう少し上がる、まあ暫定値ですけど、上がるということですね。</p>
長谷川会長	<p>30年度、目覚めて受診した人が多かったということで、次の年の元年度はちょっと落ち着いたみたいな状態になって、ということで考えられるかもしれません。</p> <p>というわけで令和2年度は、健診期間をまたさらに1か月延ばすということと、それから、前からいろいろ話があったように未受診者の個別に応じた勧奨通知を送付するとか、いろいろなやり方を駆使することによって来年度に取り組んでいきたいということだと思います。</p> <p>じゃあその他なにかありますでしょうか。</p>
鷺山委員	<p>私の方からは、2点ほどお伺いしたいんですが、まず1点目ですが、先ほど課長さんの説明であったんですが、今後、保険料率の改定をせざるを得ないようなご説明があったんですが、先ほど市長さんの方からあったご挨拶の中で、繰上充用の金額が徐々に減ってきているんですね。それでまた30年度から県の方に財政的な部分が行で、私の方はこれで一応落ち着いたのかなと、国保の運営に関する財政的な部分。というふうに思っていたんですが、ちょっと聞き漏らしたんですが、どういった原因で保険料率の改定を考えなければいけないのか。まあ現在県が示している保険料率と銚子市の比較ですね、そういったものはどうなのか。</p>

	<p>それから徴収嘱託員のご説明もわかったんですが、長年本市の場合、徴収嘱託員の雇用の中で、保険料の収納率も徐々にアップし、改善されてきました。そういった中でそれでも廃止するといった理由もちょっと聞き漏らしたんですが、今後収納率等の状況はどうなるのか、電話で催告するとかです。ね窓口対応を会計年度任用職員が対応するという事は、徴収嘱託員の代わりになるかどうかですね。その辺のところをもう一度ご説明願いたい。</p>
長谷川会長	<p>先ほど説明していただいたんですが、もう一度お願いします。</p>
宮内課長	<p>じゃあまず、私の方から1点目の保険料率のご質問についてお答えさせていただきます。まず、市長の挨拶で繰上充用の額が徐々に減って、その傾向は確かに減っているんですけども、ただその減り幅が、平成30年度決算のときには1億3千万と大きく減少したわけなんですけども、令和元年度の決算見込でみますと今のところは5千万から6千万円程度の単年度の収支の黒字、いわゆる繰上充用の赤字の減り幅ということで、赤字の減り幅が前年度よりもだいぶ少なくなってきました。で、これが令和2年度の予算で先ほど説明した中で、基金積立金が1,500万ほど予算計上しておりますけれど、これが現時点で想定される令和2年度の黒字相当になるのかなということで、平成30年度から令和2年度までの推移を見ますと赤字の減り幅がだいぶ少なくなって、この1,500万円っていうことはなくもう少し大きくなるんじゃないかなとは思いますが、それにしましても令和2年度だいぶ収支がトントンに近くなっていく、これまでよりは近くなっていくのかなと。一方で県から示されました令和2年度の標準保険料率を見ますと前年度の標準保険料率よりも7千円くらい、前年度の標準保険料率よりも高くなっているというような状況がありまして、これは広域化が始まった平成30年度、今度3年目になりますけども、この3年間の動きを見てみますと、これまでの2回分の差を見ますと、2年連続上がっているというような状況にあります。このまま行くと令和3年度の標準保険料率も上がるんじゃないかと。ということは令和3年度には今の平成30年度の単年度の収支からこれまでの収支の流れを見た部分と標準保険料率の流れからすると、やはり銚子市の保険料率も上げないとおそらく収支を保つことが難しくなってくるんじゃないかと。そういったことで今のところは理解をしています。</p>
越川市長	<p>少なくとも単年度黒字をやはり確保しないと、ということだと思うんですね。県の標準保険料率も変動しますので、まあ今のところ見ていると下がるということはないような状況だと思いますので。</p>
鷺山委員	<p>世帯数から被保険者数も相当減ってますからね。まあそういったことも大きな要因ということじゃないかなと思ってます。</p>
宮内課長	<p>あと一つは、他の市町村の中にはそういった場合に基準外の繰入れをするケースも見られますけど、なかなか今の銚子市におきましては一般会計の厳しい状況もありますので、そこに頼るのも難しい</p>

	のかなと思います。
越川市長	また県の指導でも基準外の繰入れは、やっているところもあるけれども、ふさわしいものではないという指導もいただいているところでは。
鷺山委員	はい、わかりました。あともう一点について。
小原室長	徴収嘱託員の廃止の理由ですが、先ほど課長から説明がありましたが、近年口座振替やコンビニ納付などの納付機会が拡大してきて、自主納付している方と訪問徴収している方の公平性の観点から、県の保険指導課からふさわしくないというような指導を受けたことが1点です。 もう1点が、令和2年度から今の徴収嘱託員は非常勤職員なんですけど、会計年度任用職員制度が開始されることから勤務と雇用形態の職務内容を見直して会計年度任用職員として雇用する必要が出てきたことから徴収嘱託員制度を廃止するということになりました。 その対応なんですけど、現在訪問に行っている方に対して、今年度いっぱい終了するので口座振替にさせていただく、口座振替の勧奨をしております。それで口座振替の届を出すように勧奨しております。来年度以降は、分納している方に対しては納付書を送付して、毎月納付するように指導しまして、納付がない方に対しては電話催告等で毎月納付するように徹底していきたいと考えてます。
鷺山委員	今後の対応はわかりましたけれども、県の公平性の観点からというのもどうも解せないですね。各市町村の努力という中で要するに収納率を上げると、要するに国保の財政基盤の安定といったようなことから考えれば、特に問題はないという風には思っているんですが、これは近隣の市や町ではこういう制度っていうのはないんですね。
小原室長	導入しているところはあります。ただ先ほど言いましたように、どの自治体も会計年度任用職員になりますので、その変更はどうなっているかというのはまだ把握していないんです。
鷺山委員	現在っていうか、これまでの徴収嘱託員のような対応は。
小原室長	あります。
鷺山委員	近隣で？わかる範囲でけっこうです。
越川市長	徴収嘱託員制度はなくなりますけれども、会計年度になって訪問徴収業務を会計年度任用職員がやるというのを残す市町村はあるかもしれません。
鷺山委員	今度のは訪問徴収は行わないんですね。窓口で電話催告とか窓口相談とか。
宮内課長	来年度の会計年度任用職員の業務内容ですけども、今お話しにありましてとおり訪問徴収は基本的には行いません。一部例外的にお年寄りで体の状態ですとかそういったことでどうしても納めることが、銀行に行けないですとかそういった方に対して、口座振替を勧

	<p>めながら一部納めていただくために取りに行く場合も来年度は経過措置として残ると。基本的には行かないということです。</p>
柏熊委員	<p>徴収強化という別資料がついてるじゃないですか。その今後の取組み予定の中に、②の上から3行目に「市民課管理職による臨戸・訪問指導」とあるじゃないですか。これはあくまでも徴収作業はしないけど指導するっていう意味合いなんですか。</p> <p>「納まってませんよ、今日はいただきますけどちゃんと窓口まで行ってくださいね」という指導なんですか。そこでは授受はないっていう理解でいいんですか。</p>
小原室長	<p>それについては、その場で納めてくれる場合は徴収してきます。</p>
柏熊委員	<p>じゃあ、それは結局、嘱託員がやった作業と同じようなことと理解してよろしいですか。</p>
小原室長	<p>そうです。</p>
柏熊委員	<p>これは市民課管理職ってなってるじゃないですか。さっきの課長さんからのお話だと人件費を休止する代わりに、5名中止する代わりに3名職員を雇うっていう話がありましたよね。で、私、市の職員でも何でもないからわからないですけど、今まで徴収に関与した方っていうのは全て嘱託員で、その嘱託員がいなくなってしまうからその3人の職員がやるっていう理解でいいんでしょうかね。それとも市の職員さんもやってたけども手が足りないから3名職員を雇うっていうことなんですかね。</p>
宮内課長	<p>おっしゃるとおり現在の5名の方が嘱託員で、その嘱託員の方だけが訪問徴収に行ってます。後ほど出てくる資料にあります徴収強化の期間については、期間限定で臨時的に訪問して、先ほど室長から説明ありましたとおりその場で納めていただく場合は受け取る。そうでない場合がほとんどですが、指導して納めていただくような形を想定してます。</p> <p>来年度の3名の人件費は、これまでと職務内容・業務内容を変えて、3名の方に役所の中で徴収の補助に関する業務をやってもらうといったことを想定しています。</p>
柏熊委員	<p>徴収に関して伺ってもいいですか。期日内に納付されなかった場合、最初に出されるのが督促状。その後に催告書が送付されますよね。これってどのくらいの日数で出されるっていうの伺ってもいいですか。</p>
岩船主査	<p>納期限から20日経っても納めてなかったら督促状を送付します。催告書は決まってないんですけども、何月にやりましょうとかっていう風に、現年の催告書を12月だったら12月とか、滞納の催告書は1月にとか、計画を立てて催告書を送付しております。</p>
柏熊委員	<p>ということは、督促状と催告書までの間っていうのは何日間って決まってないが、その間の中で電話をするわけですね。</p>
岩船主査	<p>督促状を郵送します。</p>

柏熊委員	<p>督促状を郵送しますよね。それで催告書までの間は日数が決まっていっておっしゃってましたね。それで、それまでの間に電話かなんかをするってということですか。</p> <p>「督促状を送ったけども、まだ納付されていません。」っていう風に催告をするってということでいいですか。</p>
岩船主査	はい。
柏熊委員	ありがとうございます。
長谷川会長	それでは次に進むということによろしいですかね。質問されたことについては説明していただきましたので。
越川市長	県が不公平感があるといったのは、たぶん純粋な督促だとか催告とかでしたらいいんですけども、まあ変な言い方ですけども集金人みたいになってしまっているというような部分があって、それがちょっと当たり前になってしまっているというような部分もあるかと。
長谷川会長	<p>それでは次に進ませていただきたいと思います。</p> <p>議題2「その他 国民健康保険料賦課限度額引き上げ及び軽減判定所得拡大について」説明をお願いいたします。</p>
小原室長	<p>それでは、議題2（その他）、「国民健康保険料賦課限度額引き上げ及び軽減判定所得拡大について」説明します。</p> <p>資料集の8ページ、資料2-①をご覧ください。</p> <p>令和2年1月29日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことから、本市においても、その改正内容に沿って、令和2年4月1日から国民健康保険料の賦課限度額の引上げと軽減判定所得の拡大をするため、本年2月25日から開会される3月市議会定例会において銚子市国民健康保険条例の一部改正の議案を提出する予定ですので、その内容について、説明いたします。</p> <p>まず、1改正内容の（1）賦課限度額の引上げについてです。</p> <p>国民健康保険料の賦課限度額が、施行令の一部改正により、表の限度額区分の1行目 基礎賦課限度額（医療分）が、現行61万円から63万円増、3行目の介護納付金分の賦課限度額が現行の16万円から17万円増に引き上げられます。2行目の後期高齢者支援金等賦課限度額19万円に変更ございません。その三つの限度額合計では、国民健康保険料賦課限度額が96万円から99万円増に引き上げられます。</p> <p>賦課限度額の引上げによる国保料の影響額は、2の影響額の大カッコの賦課限度額改正にあるとおり、影響を受ける世帯数が338世帯で、調定額ベースでの影響額が約803万円の増額が見込まれます。</p> <p>次に、改正内容の（2）軽減措置の対象拡大についてです。</p> <p>軽減判定の際に用いられる軽減判定所得は、33万円にプラスされる現行基礎控除額が、5割軽減基準額では現行基礎控除額28万円が28万5千円で5千円増に、2割軽減基準額では現行基礎控除</p>

	<p>額51万円が52万円で1万円増にそれぞれ範囲が拡大されます。</p> <p>軽減措置の対象拡大による国保料の影響額は、2の影響額の大カッコの軽減措置改正にあるとおり、影響を受ける世帯が62世帯で、調定額ベースで約146万円の減額が見込まれます。</p> <p>これらの結果、賦課限度額の引上げと軽減判定所得の拡大に伴う影響額は、調定額ベースで差引き約658万円の増額となります。</p> <p>なお、8ページの下(1)賦課限度から11ページにかけては、影響額の内訳を記載してあります。また、12ページには、国の作成した今回の国民健康保険法施行令の一部改正に関する資料を添付しましたので、ご参照ください。</p> <p>以上で、議題2その他)、「国民健康保険料賦課限度額引上げ及び軽減判定所得拡大について」の説明を終わります。</p>
長谷川会長	<p>ありがとうございました。それでは質疑の方に入ります。どなたか質疑のある方は発言をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それではないということで、次に事務局の方から報告事項2件の報告をお願いいたします。</p>
岩船主査	<p>それでは報告1「令和元年台風第15号及び第19号に係る被害者の対応について」報告します。</p> <p>お手元の追加資料1をご覧ください。</p> <p>被害者への対応は、台風15・19号被災者支援情報として銚子市のホームページに掲載しており、そのうち、国民健康保険に関する被害者、半壊4世帯・5人、床上浸水8世帯・18人への対応は2点ありまして、1点目は、国民健康保険に加入している世帯に、令和元年度分の保険料であって、災害救助法が適用された日から令和2年3月31日までの間に徴収の納期限が設定されているものに、減免措置をしました。</p> <p>台風第15号及び第19号で住居が半壊した1世帯は、9月末納期限の保険料から2分の1減免、台風第19号で住居が半壊した3世帯と床上浸水した8世帯は、10月以降に納期限を迎える保険料から2分の1減免措置をしました。合計の減免額としては、38万9千8百円です。</p> <p>2点目は、医療機関などでの窓口負担(一部負担金)の免除で、詳細は、別添のリーフレットに記載されているとおりで、銚子市国民健康保険に加入している方で、住居が床上浸水以上の被害にあわれた方などに一部負担金の免除をしています。当初は期間が災害救助法の適用日から令和2年1月末まででしたが、3月末までに延長になりました。</p> <p>災害救助法適用日以降に、すでに一部負担金を支払われた方には還付申請をしていただき還付をしており、現在までに5世帯・7人から還付申請を受け、7万690円を還付決定しております。今後の還付額や免除額については、レセプト請求が来てから金額が確定しま</p>

	<p>す。</p> <p>以上で、報告1「令和元年台風第15号及び第19号に係る被害者への対応について」の説明を終わります。</p>
長谷川会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>銚子市においては5世帯・7人から申し出があったということで受け付けているということですね。</p> <p>それでは次の報告の方をお願いします。</p>
小原室長	<p>それでは続いて報告の2「国民健康保険における徴収強化について」報告します。追加資料2をご覧ください。</p> <p>全庁的に令和元年12月から令和2年5月までの実施期間で、実施している徴収強化対策の一環として、市民課において、国民健康保険未収金削減と歳入確保のために、令和元年12月から令和2年2月10日までに実施したこととしてⅡの①一般被保険者返納金（不当利得者）は、支払督促予告通知を対象者16人から、転居先不明者や生活困窮者などを除いた6人に送付し、そのうち4人が来庁または電話にて連絡があり、2人が一部納付し、今後も分割で支払いを約束、2人が今後分割で納付していくことを約束したことから納付書を郵送しましたが、2人については反応がありませんでした。</p> <p>Ⅱの②国民健康保険料は、現年度分滞納者への電話催告と滞納処分に係る給与照会を12月と1月に実施し、電話催告は、徴収嘱託員10件、職員160件、合計170件架電した結果、76件については、繋がったので電話にて電話催告を実施しましたが、84件については、電話が繋がりませんでした。給与照会については、12月と1月にそれぞれ4件、合計8件実施しました。</p> <p>また、市民課管理職による臨戸訪問指導については、1月中旬から、市民課管理職2人1組の2班体制で過年度分の滞納者を、優先的に訪問指導を実施しました。延べ5日間で26件訪問した結果、その場で直接納付してくれた方は残念ながらありませんでしたが、取組結果に記載のとおり、不在のお宅に不在票を差し置いたことにより、後日来庁し、社会保険に加入しているにもかかわらず国保の脱退手続きをしていないことが判明したことから、手続きをその場でしていただき、賦課されていた保険料が遡って12万8千円減額され、同額の未収金を減らすことができたのが1件。同じく不在票を差し置いたところ、本人より連絡があり、納付相談の結果、それぞれ2千円と1万円の納付がありました。また、今後も分割して納付していくことになったのが2件。</p> <p>訪問後、送付した納付書により1万9千8百円の納付があったのが1件でした。</p> <p>催告書の送付については、1月31日に現年のみの滞納ある方に対象に484件、2月7日に滞納繰越分の滞納がある方を対象に780件の催告書を発送しました。</p> <p>今後の取組予定ですがⅢの①一般被保険者返納金は、督促状を送</p>

	<p>付しても納付がない対象者に対する催告書の送付する予定です。</p> <p>Ⅲの②国民健康保険料は、現年度分滞納者への電話催告と滞納処分に係る給与照会、市民課管理職による臨戸訪問指導と督促状を送付しても納付がない対象者に対する催告書の送付する予定です。</p> <p>以上で、報告2「国民健康保険における徴収強化について」説明を終わります。</p>
長谷川会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>このように徴収を強化しているにもかかわらず、まだ課題が残されているということでしょうか。</p> <p>それでは、皆様からこの件でないことでも結構ですので、ありましたらお願いいたします。</p>
柳堀委員	<p>すいません、この席ではないかもしれませんが、風疹対応と昨今話題の新型コロナは、銚子市はどういう対応をお考えなのかということをお願いできれば。</p>
長谷川会長	<p>答えられる範囲でお願いします。</p>
越川市長	<p>コロナウイルス関係は本日付で対策の連絡会議を庁内に設置しまして、基本的には国・県の情報に従ってそれを市民に注意喚起するという徹底をさせていただいたところでございます。</p> <p>それから銚子市にも外国人の方、中国の方もたくさんいらっしゃいますので、そういった方に対しても国際交流協会などを通じながら情報発信していくということと、あとは子供たちに対しては、中国のお子さんもいらっしゃいますので、いじめだとか風評被害、差別につながるようなことと、文科省の方からそれぞれ市町村の方に来ておりますけれども、保育所・小学校・中学校に徹底するようという部分の会議を今回開かせていただいたところです。周知内容につきましては、国・県から来ているように予防に努めるということ、それから中国から帰国した場合には海匝保健所が相談窓口になりますということを知周するようにホームページに掲載いたしました。</p>
山田主任保健師	<p>風疹に関しまして、男性の方の風疹抗体検査というのを実施しております。特定健康診査を実施したときに、血液検査なので、一緒に採血をとりますので、対象年齢になっている方にはその場で勧奨します。さらに、若い方については集団でやる特定健康診査か個別の医療機関で血液検査ができますというような文書を、若い方、5か年分だったと思うんですけども、その方に今年度は無料で受けられますよってというような文面を通知で送っています。</p> <p>来年度はそれ以降のあと10年分の方がいらっしゃいますので、その方に通知をして勧奨をしていきたいなと思っています。</p>
長谷川会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>じゃあ、よろしいでしょうか。それではその他大丈夫でしょうか。</p> <p>それではこれもちまして、議題は全て終了しましたので、本日の協議会を終了いたします。議事運営にご協力いただきましてありが</p>

	とうございました。
渡邊主査	長谷川会長、議事進行ありがとうございました。 以上をもちまして、令和元年度第2回銚子市国民健康保険事業の 運営に関する協議会を閉会いたします。 委員の皆様方には、お忙しいところありがとうございました。

令和2年 月 日

会 長

署名委員

署名委員